


所管部課	都市建設部土木課		部長	直井 亨																						
件名	市道路線の一部廃止について（市道第547号線）																									
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項																						
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項																								
	部課機関																									
1. 要旨																										
<p>(1) 都市計画道路3・5・20号線の第3工区築造工事に伴い、新芋窪街道との交差点から旧芋窪街道との交差点までの区間において、市道第14号線の認定区域と重複する部分があることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線の一部廃止を行うため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。なお、一部廃止区間の終点部分については、市道第1648号線として、路線番号を改めて認定し直すものである。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th></th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員(m)</th> <th>延長(m)</th> <th>一部廃止区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道第547号線</td> <td>旧</td> <td>東大和市奈良橋 6丁目706番5先</td> <td>東大和市芋窪 6丁目1315番先</td> <td>3.64 ～6.81</td> <td>1086.19</td> <td>延長 425.31m</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>東大和市奈良橋 6丁目706番5先</td> <td>東大和市芋窪 6丁目1231番1先</td> <td>3.64 ～6.81</td> <td>660.88</td> <td>面積 1787.13㎡</td> </tr> </tbody> </table>							路線名		起点	終点	幅員(m)	延長(m)	一部廃止区間	市道第547号線	旧	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1315番先	3.64 ～6.81	1086.19	延長 425.31m	新	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1231番1先	3.64 ～6.81	660.88	面積 1787.13㎡
路線名		起点	終点	幅員(m)	延長(m)	一部廃止区間																				
市道第547号線	旧	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1315番先	3.64 ～6.81	1086.19	延長 425.31m																				
	新	東大和市奈良橋 6丁目706番5先	東大和市芋窪 6丁目1231番1先	3.64 ～6.81	660.88	面積 1787.13㎡																				
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																										
<p>(2) 影響と効果 一部廃止することにより、法に基づく適切な路線として管理できる。</p>																										
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																										
<p>平成18年 3月 都市計画道路3・5・20号線第1工区完成。 平成28年 3月 都市計画道路3・5・20号線第2工区完成。</p>																										
3. 留意事項（問題点等）																										
<p>市道第14号線を認定する案件と関連する。 市道第1648号線を認定する案件と関連する。</p>																										
4. 主管部処理案（検討結果等）																										
<p>平成30年第2回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																										
5. 審議結果																										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。